

# 流山市総合運動公園野球場ネーミングライツ・パートナー公募要項

## 1 公募の趣旨

流山市総合運動公園野球場の持続可能な管理運営及びスポーツの振興に資するため、新たな財源確保として「流山市総合運動公園野球場」へのネーミングライツ（命名権）について、ネーミングライツ・パートナー（以下、「パートナー」という。）の公募を行います。

## 2 ネーミングライツの内容

流山市総合運動公園野球場の愛称として、企業名、商品名、ブランド名等を付けることができます。

## 3 ネーミングライツ対象施設

施設：流山市総合運動公園野球場

令和5年3月31日観覧席完成予定

令和5年4月運用開始予定

面積14,400㎡

観覧席216席

所在地：流山市野々下1丁目29番地の4

つくばエクスプレス「流山セントラルパーク駅」より徒歩約7分

## 4 公募期間

令和4年12月1日（木）8時30分から令和4年12月28日（水）17時まで

## 5 申込方法

別紙流山市総合運動公園野球場ネーミングライツ・パートナー応募書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、スポーツ振興課窓口へ持参により提出してください（郵送不可）。

## 6 パートナーメリット

	メリット	内容	備考
1	流山市総合運動公園野球場看板の設置	愛称の看板等を表示します	製作・設置費用負担はパートナーの負担となります

2	流山総合運動公園案内看板への愛称表示	公園内の案内看板に愛称を表示します	製作・設置費用負担はパートナーの負担となります
3	案内表示の変更	道路や駅案内看板等に愛称を表示します	製作・設置費用負担はパートナーの負担となります
4	マスコミ・市民等へのPR	流山市広報やホームページ等で愛称決定のお知らせを行います	流山市がマスコミに情報を提供を行うとともに、地図制作企業等へ愛称の利用を働きかけます
5	施設の無償使用权	流山市総合運動公園野球場の利用料を免除します	1日間を限度とし、条件等は協議により決定します
6	その他	1～5以外のご希望については協議のうえ決定します	

## 7 契約内容

内容	条件（流山市の希望等）	備考
契約金額	年間100万円(税込)以上を希望します	—
契約期間	5年間での申込みを希望します	契約終了年以降の契約継続（更新）に関しては優先交渉権があります
愛称使用開始時期	令和5年4月を予定します	パートナーの都合により、時期を遅らせることができますが、ネーミングライツ料金の減額はできません。

## 8 命名の条件

- (1) 市民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとします。
- (2) 契約期間内の愛称変更は、市側に契約条件の改善等が見込まれる場合を除き、基本的にできないものとします。

## 9 応募者の条件

- (1) 自らパートナーとなることを希望する法人とします。

- (2) パートナーの本社・本店所在地については、流山市内外を問いません。
- (3) 政治団体・宗教団体のほか、公職にあるものが役員を務める団体は契約できません。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人又は団体は契約できません。
- (5) 申込み時点で、公序良俗に反する事業を行う法人、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人は契約できません。

## 10 契約条件

### (1) リスク分担

新規設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や、施設に付けた愛称が第三者の商標権や利益等を侵害した場合の負担はパートナーの負担とします。

### (2) 契約の解除

応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあると認められるとき、市は契約を解除することができるものとします。

なお、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

## 11 選定

### (1) 方法

公募期間終了後、流山市が設置する流山市総合運動公園野球場ネーミングライツ選定委員会において、応募書類を基に、希望契約金額、希望契約期間、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、契約条件を協議したうえで流山市と申し込み法人の間で契約を締結します。選定の方法は、外部委員の意見も踏まえ、応募資格、経営状況、市民への貢献度、愛称の提案、命名権料、契約期間等を総合的に考慮したうえで、優先交渉権者の順位が一番となる応募者を審査し、パートナーを決定します。

なお、応募が1者の場合も審査を行います。

### (2) 基準

選定の基準は、命名権料、契約期間、愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージに合致する等のほか、応募趣旨等を勘案するものとし、以下に示す審査基準(概要)のとおりです。

## 審査基準(概要)

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設の設置目的やイメージとの整合	20
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性、相対評価	40
経営の安定性	財政状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	20
地域貢献等	応募趣旨等による地域貢献やスポーツの振興等に対する理念、活動実績及び今後の計画	20
合計		100

### 1.2 補足事項

- (1) ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称は変更しません。
- (2) 条例上の名称を併記する場合があります。
- (3) 看板等の設置物に関しては、各種法令等と整合を図り、市と協議のうえ、決定することとします。
- (4) 命名権の期間の更新に当たっては、愛称定着の観点や、更新リスクの回避等の観点から、その時点の命名権者が優先交渉権を有するものとします。  
ただし、市側に大幅な契約条件の改善が見込まれる場合は、この限りでないものとします。
- (5) 愛称が決定した場合、議会報告や市民に公表します。

### 1.3 お申し込み・お問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課 青木、小泉

TEL: 04-7157-2225 FAX: 04-7150-6521

E-mail: [sports@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:sports@city.nagareyama.chiba.jp)